

東大和市地域公共交通会議設置要綱

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、市内の交通環境を踏まえ、需要に応じた市民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便性の向上を図り、実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、東大和市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 市の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃、料金等に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市内の乗合旅客輸送に関し交通会議が必要と認める事項。

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議は、次に掲げる委員16人以内をもって構成する。

- | | |
|--|-----------|
| (1) 学識経験者 | 1人 |
| (2) 住民又は利用者の代表者 | 5人以内 |
| (3) 警視庁東大和警察署の職員 | 1人 |
| (4) 国土交通省関東運輸局の職員 | 1人 |
| (5) 東京都北多摩北部建設事務所の職員 | 1人 |
| (6) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者 | 3事業者から各1人 |
| (7) 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者 | 1人 |
| (8) 一般社団法人東京バス協会の代表者 | 1人 |
| (9) 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者 | 1人 |
| (10) 東大和市長又はその指名する者 | 1人 |

2 前号に掲げる(1)及び(2)を除く委員について、代理人を交通会議に出席させることができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(座長及び副座長)

第5条 交通会議に座長及び副座長を置く。

- 2 座長及び副座長は、委員の互選によって選任する。
- 3 座長は、会議の進行を務める。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(交通会議の運営)

第6条 交通会議は、座長が招集する。

- 2 交通会議は原則として公開とする。
- 3 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 交通会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第7条 交通会議は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を聴取することができる。

(協議結果の尊重)

第8条 交通会議において協議が整った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第9条 交通会議の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、座長が交通会議に諮り定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年5月18日から施行する。

東大和市地域公共交通会議委員

番号	構 成 員	備 考
1	学識経験者	交通ジャーナリスト又は 大学教授等、行政職員 OB
2	住民又は利用者の代表者	公募により選考
3		
4		
5		
6		
7	警視庁東大和警察署の職員	交通課長
8	国土交通省関東運輸局の職員	東京運輸支局輸送部門
9	東京都北多摩北部建設事務所の職員	管理課長
10	一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者	西武バス株式会社
11		立川バス株式会社
12		東京都交通局
13	一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者	東大和市駅前広場使用タクシ ー協議会
14	一般社団法人 東京バス協会の代表者	一般社団法人 東京バス協会
15	一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用 自動車の運転者が組織する団体の代表者	西武バス労働組合
16	東大和市長又はその指名する者	都市建設部長